

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第42号）第2条の集団又は相当規模で行われることにより地域における環境負荷の低減の効果を相当程度高めるものとして農林水産大臣が定める事業活動案（概要）

I 趣旨

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第42号。以下「令」という。）第2条の集団又は相当規模で行われることにより地域における環境負荷の低減の効果を相当程度高めるものとして農林水産大臣が定める事業活動について定めることとする。

II 概要

令第2条の集団又は相当規模で行われることにより地域における環境負荷の低減の効果を相当程度高めるものとして農林水産大臣が定める事業活動は、次に掲げる事業活動とする。

- （1）有機農業（有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第2条に規定する有機農業をいう。）の生産活動
- （2）廃熱の回収利用その他の特定区域に存在する資源の活用により、温室効果ガスの排出（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第4項に規定する温室効果ガスの排出をいう。）の量の削減に資する農林漁業の生産活動
- （3）環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う農林漁業の生産活動

III 施行期日

公布の日から施行する。